

議案第 3 6 号

向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

(向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行																																												
別表 特別職の職員の報酬額表	別表 特別職の職員の報酬額表																																												
<table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>日 額 <u>12,200 円</u></td></tr> <tr> <td>投票管理者</td><td>日 額 <u>14,500 円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日 額 <u>12,800 円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>日 額 <u>12,200 円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td><td>日 額 <u>10,100 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日 額 <u>10,900 円</u></td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td>日 額 <u>10,100 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略		選挙長	日 額 <u>12,200 円</u>	投票管理者	日 額 <u>14,500 円</u>	期日前投票所の投票管理者	日 額 <u>12,800 円</u>	開票管理者	日 額 <u>12,200 円</u>	選挙立会人	日 額 <u>10,100 円</u>	略		期日前投票所の投票立会人	日 額 <u>10,900 円</u>	開票立会人	日 額 <u>10,100 円</u>	略		<table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>日 額 <u>11,000 円</u></td></tr> <tr> <td>投票管理者</td><td>日 額 <u>13,900 円</u></td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日 額 <u>11,300 円</u></td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>日 額 <u>11,000 円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td><td>日 額 <u>9,000 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日 額 <u>9,600 円</u></td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td>日 額 <u>9,000 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略		選挙長	日 額 <u>11,000 円</u>	投票管理者	日 額 <u>13,900 円</u>	期日前投票所の投票管理者	日 額 <u>11,300 円</u>	開票管理者	日 額 <u>11,000 円</u>	選挙立会人	日 額 <u>9,000 円</u>	略		期日前投票所の投票立会人	日 額 <u>9,600 円</u>	開票立会人	日 額 <u>9,000 円</u>	略	
職名	報酬額																																												
略																																													
選挙長	日 額 <u>12,200 円</u>																																												
投票管理者	日 額 <u>14,500 円</u>																																												
期日前投票所の投票管理者	日 額 <u>12,800 円</u>																																												
開票管理者	日 額 <u>12,200 円</u>																																												
選挙立会人	日 額 <u>10,100 円</u>																																												
略																																													
期日前投票所の投票立会人	日 額 <u>10,900 円</u>																																												
開票立会人	日 額 <u>10,100 円</u>																																												
略																																													
職名	報酬額																																												
略																																													
選挙長	日 額 <u>11,000 円</u>																																												
投票管理者	日 額 <u>13,900 円</u>																																												
期日前投票所の投票管理者	日 額 <u>11,300 円</u>																																												
開票管理者	日 額 <u>11,000 円</u>																																												
選挙立会人	日 額 <u>9,000 円</u>																																												
略																																													
期日前投票所の投票立会人	日 額 <u>9,600 円</u>																																												
開票立会人	日 額 <u>9,000 円</u>																																												
略																																													
備考 略	備考 略																																												

(向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正)

第2条 向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項及び第143条第15項の規定により、向日市議会議員及び向日市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（選挙運動用ビラの作成の公営）</u> 第7条 候補者は、<u>第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</u> <u>（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）</u> 第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、<u>ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</u> <u>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</u> 第9条 市は、<u>候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項_____及び第143条第15項の規定により、向日市議会議員及び向日市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用_____及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第12条 略

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第8条 略

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動

